

死刑執行に関する会長声明

平成30年7月26日、東京、名古屋、仙台の各拘置所において、合計6名に対して死刑が執行された。本年7月6日の7名の死刑執行に続くもので、1か月に13名もの執行がなされるのは極めて異例である。執行された者の中には再審請求中の者も含まれており、憲法上、刑事訴訟法上問題がありえるところである。

犯罪により命が奪われた場合、失われた命は二度と戻ってこない。このような犯罪は決して許されるものではなく、犯罪により身内の方を亡くされた遺族の方が厳罰を望むことは、ごく自然なことであり、その心情は十分に理解できる。一方で、死刑は、かけがえのない生命を奪い、人間の存在を完全に否定するという不可逆的な刑罰である。また、罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を完全に奪うという取り返しのつかない刑罰であるという問題点を内包している。

日本弁護士連合会は、平成23年10月7日、第54回人権擁護大会において「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を採択し、平成28年10月7日、第59回人権擁護大会において「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、その中で、日本において国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであることを明らかにした。

また、平成30年3月29日、上川陽子法務大臣に対し、「死刑執行停止を求める要請書」を提出し、全ての死刑確定者に対する死刑執行の停止、特に再審請求中の死刑確定者に対する死刑の執行及び心神喪失の疑いのある死刑確定者に対する死刑の執行を停止するよう要請してきた。

当会においても、これまで死刑執行に対し、会長声明を発している。当会としては、以上の要請に対して何らの配慮もせずなされた死刑執行を到底容認できない。

国際社会においては、死刑廃止が趨勢となっている。最近では、死刑廃止国が世界の中の3分の2以上となっている。日本政府は、国連関係機関からも、死刑の執行を停止し、死刑制度の廃止に向けた措置をとるべきとの勧告を繰り返し受けている。

わが国では死刑事件について4件（いわゆる免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）の再審無罪判決が確定している。また、当会所在の水戸地裁管内においても布川事件の再審で無罪判決が出されている。各再審事件において誤判を生じるに至った制度上及び運用上の問題点について、抜本的な改善は図られておらず、誤った死刑判決に基づく執行の危険性は依然として残されたままである。

そのうえ、事実認定に問題のない事案であっても、死刑と無期刑との量刑について裁判所間で判断が分かれる事例も相次いでおり、明確な判断基準が存在しているとは言い難い状況である。このような状況で直ちに死刑が執行されることにも重大な問題がある。

裁判員制度の下、市民が死刑判決に関わらざるを得なくなっている一方で、死刑制度そのものの存廃についての公の議論は何ら行われないうままである。

以上のような状況において、死刑を執行する必要性があったのか、更には死刑制度自体について熟慮を尽したのか、あらためて問われなければならない。

当会は、本年7月6日の7名の死刑執行に対し抗議する会長声明を発したにもかかわらず、今回、さらに6名もの死刑が執行されたことに対し強く抗議する。

あわせて法務大臣に対し、死刑制度の廃止についての国民的議論の開始と死刑執行の停止に向けて誠実な対応をするよう、重ねて求めるものである。

平成30年8月10日

茨城県弁護士会

会 長 星 野 学